

平成31年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

平成30年度から、新たな国民健康保険制度のもと、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、平成31年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出する。

○保険給付費等	714億円	(H30比：1.1%増)
うち医療保険給付費(※)	570億円	(H30比：1.5%増)
○公費等	500億円	(H30比：0.8%減)
○納付金総額	214億円	(H30比：5.8%増)

※医療保険給付費の推計

国の推計方法をもとに本県の実績を踏まえて算出。

一般被保険者分	H27実績	H28実績	H29実績	H30見込	H31推計
一人当たり(円)	332,122	335,713	345,575	354,027	362,315
対前年度伸び率	5.58%	1.08%	2.94%	2.45%	2.34%

なお、納付金算定における一人当たり医療保険給付費は、H30年度(昨年度推計)348,311円→H31年度(今回推計)362,315円で、4.02%増となる。

3 一人当たり納付金額等

【一人当たり納付金額】	135,962円	(H30比：8.7%増)
【一人当たり標準保険料額】	118,689円	(H30比：9.3%増)

医療保険給付費の伸び(4.02%増)等により、一人当たりの納付金額及び標準保険料額が増加している。

特に、前々年度(H29)に交付された前期高齢者交付金等の精算の影響による歳入の減も納付金額等の増加に大きく影響している。

〔前期高齢者交付金等の精算額〕		
H30	H31	増減額
29億円追加交付	18億円追加交付	▲11億円

※精算による影響を除いた場合の標準保険料額の増減率 H30比：5.4%増

なお、市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響(医療費指数や所得水準等)のほか、保健事業等の事業費、市町村個別に交付される公費、前期高齢者交付金等の精算の状況が異なるため、増減率に差が生じる。

4 激変緩和措置について

納付金の仕組みの導入等による影響について、国暫定措置、財政安定化基金及び県繰入金を活用した激変緩和措置を実施。あわせて、県独自の財政支援を最大限講じる(約1億1千万円)ことにより、被保険者の保険料負担への影響を緩和。

※県独自支援後の一人当たり保険料額	117,999円	(H30比：9.3%増→8.6%増)
		〔精算による影響を除いた場合 H30比：4.8%増〕

5 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	平成30年度 円	平成31年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	127,290	140,160	12,870	10.1%
鳴門市	136,356	146,404	10,048	7.4%
小松島市	127,217	136,724	9,507	7.5%
阿南市	125,732	134,727	8,995	7.2%
勝浦町	122,459	131,514	9,055	7.4%
上勝町	82,230	114,712	32,482	39.5%
佐那河内村	115,638	123,270	7,632	6.6%
石井町	118,464	135,495	17,031	14.4%
神山町	138,703	141,441	2,738	2.0%
牟岐町	114,883	133,696	18,813	16.4%
松茂町	132,076	136,951	4,875	3.7%
北島町	116,625	124,489	7,864	6.7%
藍住町	122,106	131,120	9,014	7.4%
板野町	134,585	140,937	6,352	4.7%
上板町	112,424	121,064	8,640	7.7%
吉野川市	118,248	130,012	11,764	9.9%
阿波市	116,286	120,204	3,918	3.4%
美馬市	122,153	141,497	19,344	15.8%
三好市	130,521	137,912	7,391	5.7%
つるぎ町	118,056	133,661	15,605	13.2%
那賀町	99,347	103,821	4,474	4.5%
東みよし町	126,874	145,808	18,934	14.9%
美波町	123,592	131,621	8,029	6.5%
海陽町	119,396	128,939	9,543	8.0%
県平均	125,071	135,962	10,891	8.7%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	平成30年度 円	平成31年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	120,168	129,440	9,272	7.7%
鳴門市	111,945	126,328	14,383	12.8%
小松島市	107,859	115,903	8,044	7.5%
阿南市	109,832	117,805	7,973	7.3%
勝浦町	109,256	114,916	5,660	5.2%
上勝町	68,849	93,600	24,751	35.9%
佐那河内村	104,273	108,331	4,058	3.9%
石井町	93,000	114,873	21,873	23.5%
神山町	98,452	107,278	8,826	9.0%
牟岐町	89,746	111,136	21,390	23.8%
松茂町	114,846	125,311	10,465	9.1%
北島町	107,438	112,439	5,001	4.7%
藍住町	104,209	112,360	8,151	7.8%
板野町	117,115	121,385	4,270	3.6%
上板町	95,424	101,987	6,563	6.9%
吉野川市	100,542	112,614	12,072	12.0%
阿波市	100,010	102,818	2,808	2.8%
美馬市	90,031	110,496	20,465	22.7%
三好市	98,187	109,337	11,150	11.4%
つるぎ町	84,810	100,544	15,734	18.6%
那賀町	84,871	87,626	2,755	3.2%
東みよし町	105,130	120,241	15,111	14.4%
美波町	91,153	93,267	2,114	2.3%
海陽町	105,099	114,226	9,127	8.7%
県平均	108,608	118,689	10,081	9.3%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

※ 県独自支援は制度改革前後（H29とH31）の保険料額を比較して、超過額が大きい市町村に対して措置。

※県独自支援後の増減(対H30)

増減額 円	増減率
8,500	7.1%
11,627	10.4%
8,044	7.5%
7,973	7.3%
5,660	5.2%
24,751	35.9%
4,058	3.9%
21,873	23.5%
8,001	8.1%
21,390	23.8%
9,615	8.4%
5,001	4.7%
8,151	7.8%
4,270	3.6%
6,563	6.9%
11,173	11.1%
2,808	2.8%
20,465	22.7%
9,281	9.5%
15,699	18.5%
2,755	3.2%
12,616	12.0%
2,114	2.3%
8,295	7.9%
9,391	8.6%

[参考] 前期高齢者交付金等の精算による算定過程上の影響額

平成30年度 円	平成31年度 円	増減額 円
▲ 7,254	▲ 1,905	5,349
▲ 3,995	▲ 8,253	▲ 4,258
▲ 6,737	▲ 5,038	1,699
▲ 3,951	▲ 5,964	▲ 2,013
▲ 7,345	13,456	20,801
▲ 32,036	▲ 8,159	23,877
▲ 6,887	▲ 12	6,875
▲ 17,929	▲ 9,076	8,853
1,836	1,139	▲ 697
▲ 23,148	3,086	26,234
▲ 8,716	▲ 10,216	▲ 1,500
▲ 7,855	▲ 8,586	▲ 731
▲ 9,143	▲ 9,515	▲ 372
▲ 10,680	▲ 12,791	▲ 2,111
▲ 14,166	▲ 13,226	940
▲ 11,899	▲ 6,769	5,130
▲ 11,563	▲ 12,048	▲ 485
▲ 13,768	▲ 4,503	9,265
▲ 7,007	▲ 6,273	734
▲ 10,715	▲ 1,499	9,216
▲ 13,614	9,318	22,932
▲ 11,618	4,163	15,781
▲ 5,694	10,767	16,461
▲ 8,602	▲ 2,906	5,696
▲ 8,351	▲ 4,959	3,392

精算による影響を除いた場合

※精算額がマイナスの場合は追加交付であり、保険料の引下げ効果となる。

5.4%

4.8%

平成31年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
8.43	48,702	2.66	15,254	2.46	18,279

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

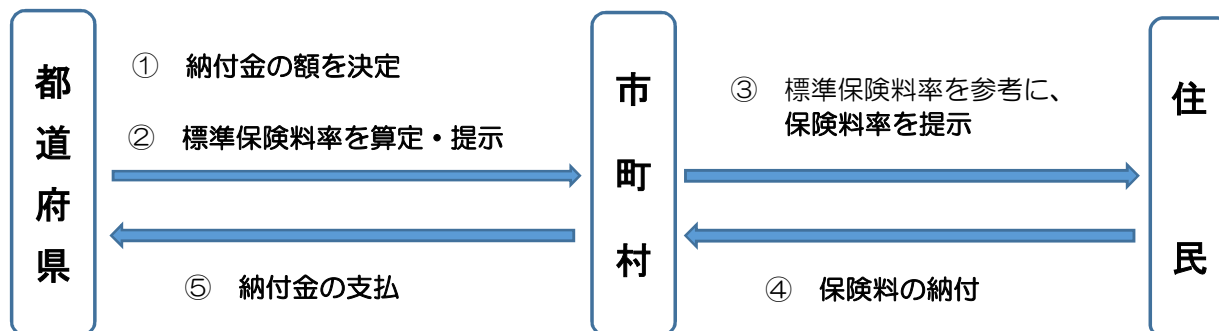
②市町村標準保険料率〔4方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円
徳島市	8.68	30.73	31,743	22,539	2.65	9.53	9,753	6,925	2.69	11.97	11,467	5,362
鳴門市	7.57	26.80	27,686	19,658	2.46	8.86	9,064	6,436	2.40	10.67	10,220	4,779
小松島市	7.95	28.13	29,059	20,633	2.40	8.62	8,824	6,265	2.72	12.11	11,597	5,423
阿南市	7.64	27.03	27,930	19,831	2.36	8.48	8,680	6,163	2.40	10.69	10,235	4,786
勝浦町	6.94	24.56	25,372	18,015	2.44	8.79	8,995	6,387	2.41	10.71	10,253	4,794
上勝町	5.67	20.05	20,717	14,710	2.43	8.74	8,948	6,354	2.43	10.81	10,352	4,841
佐那河内村	6.81	24.09	24,884	17,668	2.47	8.90	9,107	6,466	2.38	10.58	10,136	4,740
石井町	7.43	26.31	27,176	19,296	2.40	8.66	8,859	6,291	2.43	10.81	10,353	4,841
神山町	8.34	29.50	30,475	21,638	2.42	8.72	8,918	6,332	2.45	10.88	10,424	4,874
牟岐町	8.39	29.70	30,683	21,786	2.21	7.94	8,129	5,772	2.07	9.22	8,827	4,128
松茂町	7.57	26.80	27,685	19,658	2.39	8.61	8,806	6,253	2.20	9.80	9,382	4,387
北島町	6.66	23.55	24,332	17,277	2.57	9.24	9,457	6,715	2.55	11.33	10,849	5,073
藍住町	6.86	24.29	25,096	17,819	2.34	8.44	8,635	6,131	2.27	10.09	9,665	4,520
板野町	7.89	27.93	28,857	20,489	2.37	8.55	8,745	6,209	2.10	9.31	8,921	4,172
上板町	6.70	23.72	24,506	17,400	2.49	8.95	9,155	6,500	2.38	10.58	10,132	4,738
吉野川市	8.39	29.68	30,664	21,773	2.46	8.84	9,044	6,422	2.43	10.81	10,358	4,843
阿波市	7.37	26.06	26,928	19,120	2.32	8.35	8,541	6,065	2.45	10.89	10,435	4,879
美馬市	8.22	29.09	30,054	21,340	2.39	8.59	8,792	6,242	2.22	9.88	9,458	4,423
三好市	8.52	30.15	31,148	22,117	2.51	9.03	9,243	6,563	2.32	10.30	9,868	4,614
つるぎ町	8.06	28.53	29,478	20,931	2.46	8.85	9,057	6,431	2.31	10.25	9,820	4,592
那賀町	5.88	20.81	21,501	15,267	2.44	8.77	8,972	6,370	1.93	8.57	8,210	3,839
東みよし町	8.96	31.69	32,744	23,250	2.38	8.59	8,786	6,238	2.00	8.87	8,500	3,975
美波町	6.32	22.37	23,111	16,410	2.37	8.53	8,727	6,196	2.40	10.68	10,230	4,784
海陽町	8.24	29.15	30,115	21,383	2.53	9.10	9,314	6,613	2.47	10.97	10,505	4,912

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等を見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額・資産総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。